

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

まず最初に、大臣に、この新型コロナショックとソサエティー五・〇、あるいはこのスーパーシティの関係を聞こうと思ったんですが、前回の大臣所信でも同じような質問を聞いていますので、ちょっと次に飛ばします。ごめんなさい。

まず、スーパーシティの選定手続についてお聞きしますが、このスーパーシティ事業への参画を希望する団体、これ自治体ということですが、これは事業計画案を総理に提出する、ここが総理に提出することになるんですが、この自治体というのは、当然、市区町村だけでなく都道府県も含まれると思います、そこは広域的にやろうと。

市区町村でも、例えば、じゃ自分たちは農業のスマート化とか、こういうことを考えて、秋田の自治体と例えば宮崎の自治体が一緒の民間事業者と総務省と組んでその事業体になろうというような、遠隔の自治体が組むことも可能なのか。あるいは、今、一部事業組合でしたっけ、例えばごみの収集とか上下水道なんかは、その一つの基礎自治体じゃなくて幾つかの基礎自治体が、この事業は一緒にやりましょうという自治体もあるんですよ。こういうところも含めて、全てこの事業計画案を出すことが可能であるというふうに考えていいんでしょうか。

○政府参考人（村上敬亮君） 制度的には可能でございます。

典型的にグリーンフィールドで一定のエリアに対してということ念頭に置いていますので、また、その中でも市町村の境界線が入っているでありますとか、場合によっては、御指摘のとおり、二つの地域のプロジェクトを県が束ねるといったようなアイデアも既にいただいていますので、いろんな可能性があると思いますけど、いずれにせよ、複数の自治体の議会や規律も含めて、住民の気持ちをまとめるような執行ができるようであれば、当然飛び地であってもそれが制度的にノーということはありません。

○松沢成文君 次に、住民合意。先ほど来議論になってはいますが、この住民合意というのが極めて曖昧で分からないんですよ。

事業計画案を総理に提出する際には、内閣府令で定めるところにより住民合意を証明する書面の提出が想定されているというふうにありますけど、この住民合意というのは、何をもって住民合意にするかというのは法案にも出てきません。

私の理解では、この区民会議が事業案を策定して、その後、内閣府からもらった資料では議会承認は必要というふうに書いてあったんです。それで、議会承認を得た上で最後、住民合意となっているんですが、こ

のまず解釈でいいのか。

議会はオーケーしましたと。じゃ、その住民合意というのは何をもって言うのか。先ほどの議論のように、福島さんも言っていました、個人情報扱うんだから、それぞれの個人がみんな、私は、ほかの人はよくても私は嫌よという人もいるかもしれないですよ。あるいは、それを、大プロジェクトをやるということで住民投票にかけろなんてことあるかもしれません。その場合、五十一対四十九で通ったとしても、四九%の人たちは嫌だと言っている。これも個人の情報も含まれるんですね。これで住民合意と言えるのか。あるいは、もっと大ざっぱな首長さんが出てきて、私は選挙のときに公約していたんだから、それをやるんだから、もう住民合意は取れていると、こう開き直る人もいるかもしれませんよね。

だから、住民合意というのをもう少し具体的に書かないと、これ相当私はトラブルになると思いますよ。その辺、どう考えていますか。

○政府参考人（村上敬亮君） お答え申し上げます。

法令上、申請前に規定されております、これは法令用語上の表現でございますが、住民等関係者の意向の確認を証する書面ということでございまして、そういう意味では厳密に合意ということではございませ

ん。逆に言えば、その時点で反対された方がいるときに、その反対の方の意向が未来永劫無視されるということでもございません。

この制度の手続の意義は、総理が基本構想を認定し、その後、集中的な規制改革の手続を各省庁に要請するに当たって、そもそも基本的な関係者のところに反対がありますと、総理が要請したときに、そもそも反対があったじゃないかと、こういったような状態のまま集中的な規制改革の手続に移すわけにはいかないという観点から、総理がそれぞれ、総理というか国家戦略特区担当大臣としての立場から要請するに当たり、基本的な関係者の意向の状況を確認をしないと、それは自信を持って集中的に規制改革の手続をお願いすることができないということから、意向の確認をするようにということで規定をされているものでございます。

したがって、それぞれの基本構想の事業の性格に即して適切な形で意向の確認をする必要があるというふうに考えてございまして、そういう意味で、事業の主体が先ほど例示いたしましたような個人データそのものを取り扱うようなものであれば個人の同意の束が必要だと思いますし、それが都市計画手続のようなものであれば、それは都市計画手続のようなことをきちっと踏んできたものであるかどうかとい

うことになろうかと思えますし、住民にとって選択肢のない市が提供する公共サービスのようなものということであれば、それについては議会の議決のようなものが必要になると思えますし、それぞれの事業の性格に合わせた意向の確認の方法を経て、こういった意向の確認をしたものでございますということを証する書面を出してほしいというように省令上規定をしていくということを考えてございます。

○松沢成文君 今の説明聞いていると、これ住民合意という言葉がおかしいんじゃないの、関係者合意でしょう、これ。住民合意っていったら、自治体のみんながちゃんと理解して賛成しないと進めませんよという、進んでもらっちゃ困りますよという意思表示ができるというふうに思われちゃいますよ、合意取れてないじゃないかと。

だから、ここは言葉気を付けるか、あるいは、住民合意は基本的にこういう分野ではこういうことを合意取ってくださいねという、少なくとも、何というかな、マニュアルを作らないと、自治体はこれ何やっていいかも分からないし、独善的な首長さん出てきたら本当、これでいいだろうという感じでどんどん進めちゃう人が出ると思えますね。そこはちょっと検討してください。

大臣、地域住民にICTの利活用のメリットを理解してもらえない

とスーパーシティの実現というのはなかなか難しいと思うんですが、ただ、これまだまだ先ほどの議論もあったようにデジタルデバインドがありますから、高齢者の皆さんと今のITに強い若い人たちは全然感覚違うわけですよ。それから、個人情報も扱うので、自分の個人情報がどう利用されているか分からないから怖い、個人情報の侵害じゃないかって反対する人もいるだろうし、あるいは、例えば監視カメラみたいなのがたくさんできて、データが取られているんじゃないか、監視社会ができるんじゃないかと、そんなの嫌だ、感情的な反発もあると思うんですよ。こういう、何とかな、住民の心配が反対運動になってなかなか進まないということは、私、あり得ると思うんですね。

そういうときに、住民に対する理解促進はあくまでも自治体がやりなさいって任せるのか、それとも、内閣府絡むわけですから、これ最初から国としても住民の理解促進のために何か役割を果たす意思があるんでしょうか、そこをお聞かせください。

○国務大臣（北村誠吾君） この構想は、単なる先端的技術の実証ではなく、実際の暮らしに最先端の技術を取り込むことのメリットを住民の方に理解していただき、その実装を進めていくというのが狙いでございます。そのメリットの実現に当たっては、当然のことながら、各サ

ービスにおいて個人情報関連の法令が遵守をなされ、適切に個人データが利用されていることが大前提となります。これは言うまでもないことであります。

内閣府自身も区域会議の一員として基本構想の立案に参画することになります。個人情報を適切に保護した上で、先端的なサービスのメリットを享受できることが住民にとってしっかり理解されるように取り組んでまいらなさいかぬと考えております。

○松沢成文君 その精神論は分かりますけれども、具体的に何をやるかって聞きたかったんですが、ちょっと次に行きます。

データ連携基盤の整備についてお尋ねします。

法案説明の資料に記されているように、こう書いてあるんですね。有望な提案を国内から引き出し、先端的投資の海外流出を防ぐことが必須の課題という表現があるんです。そうであるならば、このスーパーシティに参画する事業者、企業はできるだけ国内企業を優遇するべきではないかという当然意見が出てくると思いますね。

今、このデータ連携基盤整備事業というのの恐らく有望参加者というのはG A F Aを始めとする巨大国際I T企業じゃないかと思われま。実は、先ほどから出ているトロントの件も、このグーグルがつくっ

た子会社の、何だ、サイドウォーク・ラブズというのかな、ここがぼおんと入ってきて、それで、住民の知らない間に個人情報も含めてどんどん勝手に使って実験台をつくっちゃおうというような不安を覚えた人たちが反対運動を展開して、それで町の条例を作ってこれ頓挫したわけですね。

私は、これ地方創生ですよ、大臣、地方創生担当の大臣なんだから。本当に、地域から、新しい情報化社会で、本当に利便性の高い町をつかっていこうというのであれば、あえて、これWTOルールなんかに関係するのかわかりませんが、日本の情報産業あるいは日本のベンチャーを育てていくという意味で国内企業優遇にしてもいいと思うんですよ。その辺り、いかがですか。

○国務大臣（北村誠吾君） この構想では、住民に常に最新の技術によるサービスを提供するために、特定の技術で固定せずに、絶えず競争環境下に置いて、世界中のイノベーションの成果を継続的かつ臨機応変に取り込める状態を維持することを目指すものとしております。このため、安全管理基準や相互運用性に関する共通ルールの遵守以外には特段の制約は設けず、国内外の事業者に関達な競争をしていただくことによって、真に住民目線で利便性の向上を図ることを考えていこう

とするものであります。

なお、安全保障上の問題などから特定技術や特定企業に対して必要な措置がある場合については、政府横断的に検討し、その結果得られたルールをスーパーシティの取組においても遵守してまいりたい、こう考えています。

○松沢成文君 データの地産地消という観点、それから地元の経済の成長、あるいはスーパーシティの成功みたいな観点から、本構想のオープンラボに参加しているあのペーパー見ますと大企業の名前ばかり載っているんです。やっぱりそういう発想じゃなくて、もっと地域で頑張っている情報関連産業に参画してもらって、いいアイデア出してもらって、そしてその地域独自のしっかりとしたプランを事業として上げていただく、そういう視点を是非ともこれ持ってほしいなど。じゃないと地方創生になりません。G A F Aに日本の地方まで全部独占されて押さえ付けられる、そういう何か変なスーパーシティになっちゃうんじゃないかと私は心配をしています。

次に、個人情報の保護について伺いますけれども、我が国のこのスーパーシティ構想においては、データ連携基盤整備事業者やそこから情報を受け取った個別のサービス事業者は個人情報保護法の規制を受け

るということでもいいんですね、確認ですが。

○政府参考人（村上敬亮君） そのように理解をしています。

○松沢成文君 スーパーシティ構想で集積、活用される個人情報の管理に個人情報保護法が適用されるにしても、実は、この我が国の個人情報保護法というのは非常に緩いんですね。世界でG A F Aなどのプラットフォームが個人情報にひも付く大量のデータを独占している中で、これに危機感を覚えた欧州連合、E Cは二〇一八年に、E U一般データ保護規制、G D P Rというのを施行しています。

この規制は、消費者本人に自身の情報をコントロールする権利があるということを明確にして、個人データを扱う管理者に厳しい義務と、違反した場合の物すごい大きな罰則を科しているんですね。大変厳しい法律です。日本の個人情報保護法と比較しても、このE Cのやつは保護される個人情報の対象範囲が物すごく広いです、日本は幾つかの情報だけなんですけれども。

日本での個人情報の概念は、氏名だとか住所だとか、その人を特定できる情報という考え方ですが、E Uのこの規則はI Dなど照会しないと個人が特定できないようなものも対象にされていて、更に個人情報の取扱い自体に本人の同意が必要とされています。また、罰金も、日本

の法律は百万円に対して二〇〇万ユーロ、二百三十億円か売上総額の四%のうちいずれか高い方と圧倒的に高額になっています。これは、G A F Aのような巨大情報産業が情報を漏えいしたり、勝手なことをやるということを対象にしているからこうなっているとは思いますが、どね。

このスーパーシティ構想で個人情報に関わる事業者から人権を守るためには、私は現在の個人情報保護法では甘過ぎると、もう少し強化をしないとこれ守れないんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（佐脇紀代志君） お答えいたします。

先生御指摘の個人情報保護法でございますけれども、直近の改正であります平成二十七年の改正法の附則におきまして、三年ごとに見直すという旨が定められてございます。現在、それに基づく見直しを行いまして、その結論を踏まえました改正法案を提出させていただいてるところでございますけれども、法の附則におきましては、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出、発展の状況等を勘案するとされておりまして、法的一条の目的にありますように、個人情報の有用性に配慮しつつ利用すると、個人の権利利益を保護するという観点からの見直しを進めてきてございます。

具体的には、先生の御指摘にありましたGDPRとの関係もござい
ますけれども、個人の情報に関する本人の関与を強化するという観点
から、利用の停止、消去などの請求権の要件の緩和ということも含めて
おりますし、その他罰金の見直しなども考慮しているところでござい
ます。

このように、GDPR含めました国際的動向も踏まえて改正案を提
出されておりますことを申し上げて、御理解賜りたいと思いますのと、
もう一点、GDPRに関しましては、日本の個人情報保護法との関係で
十分なレベルの保護を保障されているということで、昨年の一月に欧
州委員会から個人データの越境移転に関する充分性の認定の決定を得
ております。欧州のGDPRと日本の個人情報保護法が実質的に同等
であるということを前提にした決定をいただいておりますので、その
意味では、実質的に見て、違いはあるものの、ある程度の同等性は確保
されているんじゃないかというふうに個人情報委員会としては理解し
ております。

いずれにしましても、改正法案を提出しているところでございます。

○松沢成文君 個人情報保護法もそういう方向に改正をしていくとい
う準備をされているということで、それはいい方向だというふうに思

います。

私は、今、その高度情報化社会というか、ソサエティー五・〇なんというのは超高度情報化社会ですね。それによって、その中でG A F Aと呼ばれるような、あるいは中国だとB A Tと呼ばれるような巨大I T企業が出現して、情報を収集して加工してビジネスに使うと。まあ十年前、二十年前じゃちょっと想像できないような社会が出現しているわけですね。私は、その日本の個人情報保護あるいはもっと言うと国民の知る権利、これをきちっと仕組みとして、あるいは人権として作っておかないと大変なことになるんじゃないかと心配しているんですね。

それで、実は、この日本国憲法の第三章、十条から四十条ぐらいまでかな、国民の権利と義務とって、特に国民の権利とか自由とかたくさん書いてあります。幸福追求権、法の下での平等、思想、信教の自由、表現の自由、あるいは職業選択の自由とか教育を受ける権利とか。

ただ、これだけ情報化社会の中で、私は基本的人権として物すごく重要だと思われるプライバシー権とかあるいは国民の知る権利というのが、これないんですよ。私は、これからの超高度情報化社会に対応していくためには、やっぱり基本的人権としてこれは憲法に書くべきじゃないかなと思っています。

大臣、スーパーシティもそうです。これから高度情報化社会の中で、どう地域や国を発展させるかと同時に、どう個人のプライバシーだとかあるいは国民の知る権利を保障するか、これ両立させなきゃいけないんですね。そのためには、憲法に基本的人権としてこの大原則を私は書いていく、こういう議論が今求められているんじゃないかと思いますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（北村誠吾君） 御高説を拝聴でき、大変光栄に存じます。

誠に恐縮でありますけれども、憲法に関する御質問につきましては私の担務の外でありますので、お答えはこの際差し控えをさせていただきたいと思いますが、その上であえて一言申し上げさせていただければ、スーパーシティにおいても憲法上の権利が保障されることは極めて当然のことでございます。また、憲法はもちろん、個人情報関連を始め、市民生活に関わる様々な法令も併せてしっかり遵守されなければなりません。このため、区域会議が司令塔となって、各事業の進捗に加えて、憲法や個人情報保護法を含め、法令の遵守状況についてもしっかりと把握していかなければならぬと考えておるところでございます。

以上です。

○松沢成文君 まあそれぐらいだと思います。

実は、ちょっと話変わりますけれども、昨年十二月に、私もいた神奈川県庁で、廃棄委託したハードディスクがインターネットで転売されて、それで保存されていた行政文書が流出するという事件が発生したんですね。神奈川県はそのハードディスクの廃棄を依頼した依頼側ですよ。依頼側だから、ハードディスクから情報を流出させたのはその依頼を受けた民間会社だから、こちらに責任があって神奈川県の責任はないとか、いろんな議論が交錯しました。これ、多くの神奈川県民は心配なんですよ、何でこんなことが起きちゃうんだと思っているんですね。

さあ、それでは、スーパーシティ構想において、これ、住民の個人情報保護は大きなポイントだということは分かりました。で、本法案において個人情報の保護は誰が最終責任者であると考えておられますか。情報管理を徹底するためにも、事業者だけでなく、これ自治体も責任を持つという枠組みにしていかなきゃいけないのかなと思いますけれども、そこはいかがでしょうか。

○政府参考人（村上敬亮君） お答え申し上げます。

先ほど来申し上げているとおり、スーパーシティにおいても、全ての事業者に対して個人情報関連の法令遵守を求めることとしてございま

す。これそのものは個人情報保有する事業者、利用する事業者に対する規律であるというふうに理解をしております、まずは、それぞれの事業者が責任を持って適切な対応を求めるところであろうかと思えます。

なお、自治体自身も、自らが構成員の一員として区域会議の一員になります。この区域会議においても、個人情報関連のものを始め、必要な法令を各事業者が遵守しているかどうかということについては、しっかりと見守っていく必要、計画管理上ですね、必要があるというふうに考えてございます。

○松沢成文君 これ総務省は、個人のデータを預かって、本人の同意を得た上で第三者などに提供する情報信託制度というのを打ち出しているんですね。これは、個人の資産であるパーソナルデータを本人の意思によって預かって、それで運用者がそれらを利用することで情報提供者に利益が、便益が還元されるという仕組みになぞらえて、まあこれ銀行みたいなものだから情報銀行と言われております。

総務省は、昨年十月にこの情報銀行を民間団体が認定する仕組みの在り方についての指針を示しました。また、具体的には、さいたま市が現在、情報銀行の仕組みを活用したヘルスケアなどの地域サービスの

実証実験を開始しています。市民モニター百人を募って、個人のヘルスケアデータや購買データ、住環境データなどを情報銀行で組み合わせて各種のサービスに利用する仕組みを取っているんですね。

この情報銀行の仕組みというのをこのスーパーシティ構想に活用できないでしょうか。いかがですか。

○政府参考人（村上敬亮君） お答え申し上げます。

例えば、御指摘のありました、大阪府エリアで国が委託事業で個人起 points の医療データの利活用に関して実証している等々の取組は私ども承知してございます。

これらは、データ連携基盤というよりは、むしろ独立の一つの先端的サービスとして非常に先進的なトライアルではないかということで、その成果も私どもとして結果を見守っているところでございまして、スーパーシティ構想においても情報銀行のようなチャレンジングな先端的サービスを含む提案が出てくるようなことというのは、私どもとしても大いに歓迎すべきことではないかというふうに考えてございます。

○松沢成文君 ありがとうございました。